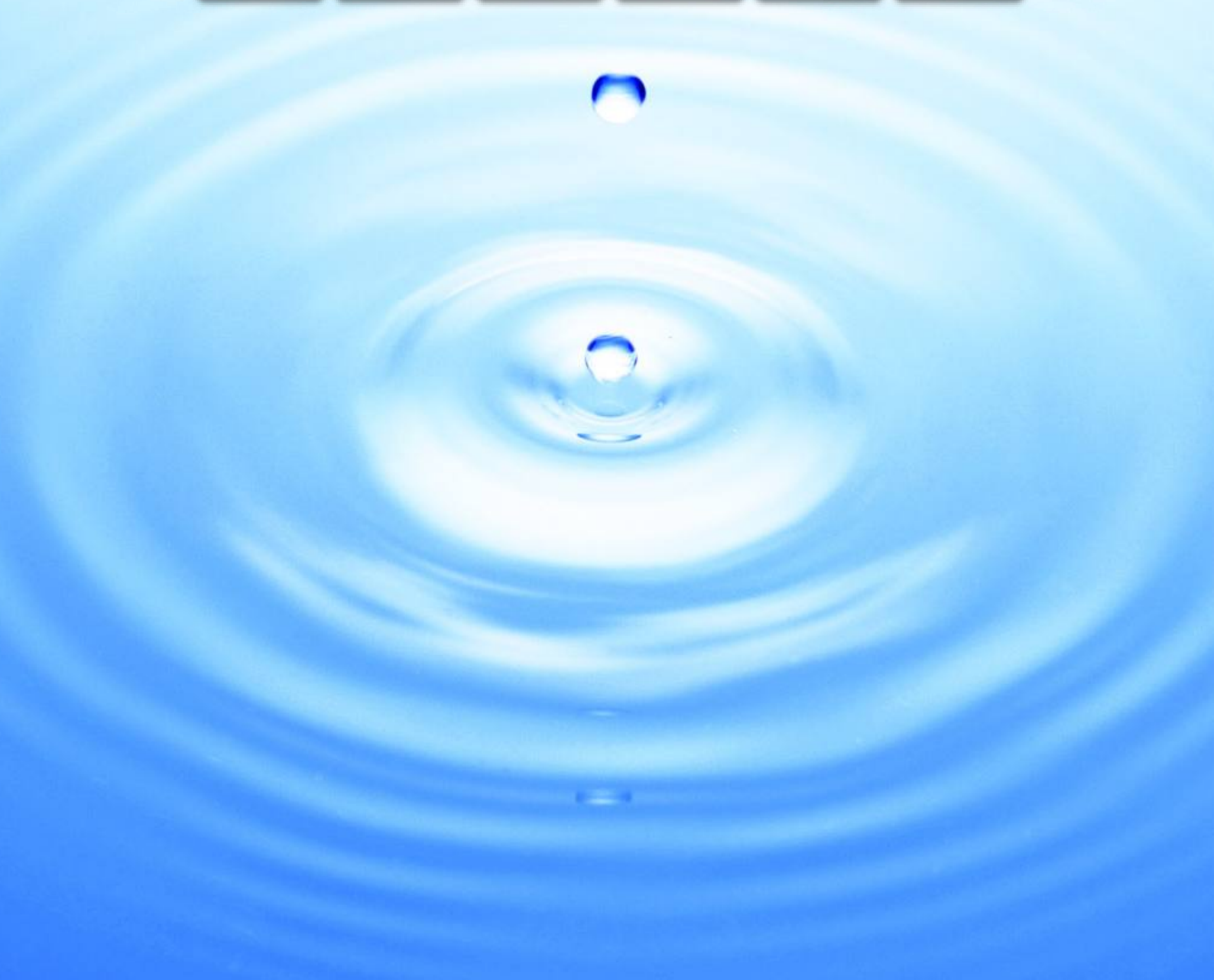


下水道の利用で

快適な生活を



SAPPORO

笑顔になれる街

札幌市下水道河川局

たくましく発展を続ける 北の都さっぽろ



札幌市では、自然環境を守り快適な文化生活を営むために、都市生活の要といえる下水道事業に積極的に取り組んできた結果、ほとんどの市民が下水道を利用できる高水準の普及状況となっています。

下水道の働きを十分に発揮させるために、下水道の利用ができるようになった地域の方には、トイレを水洗化したり、台所や浴室等からの汚水を公共下水道まで流す排水設備を設置したりしていただく必要があります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

CONTENTS

1	水洗トイレでさわやかな日々を	1
2	排水設備と公共下水道	2
3	下水道の使用上の注意	4
3-1	下水道に流してはいけないものがあります	4
3-2	屋内のトイレ、台所、洗面台などがつまった場合は	4
3-3	屋外の下水道管がつまったときは	5
3-4	流し台や洗面台などの排水口から悪臭がする場合は	5
3-5	半地下構造物は溢水対策が必要です	6
3-6	グリース阻集器設置のお願い	6
3-7	単体ディスポーザは設置できません	6
3-8	単体ディスポーザの悪質訪問販売にご注意ください	7
3-9	排水設備（宅地内の排水管・私設ます）の点検商法にご注意ください	7
4	下水道使用開始の手続	8
4-1	業者選定と設計・見積り	9
4-2	工事の前に必ず届出を	9
4-3	助成制度をご利用ください	10
4-4	市街化区域受益者負担金	11
4-5	市街化調整区域工事分担金	11
4-6	下水道使用料	13
5	私道の公共下水道、排水設備設置に関する制度	13



水洗トイレでさわやかな日々を

公共下水道が整備されたら

公共下水道が整備され、下水処理場で汚水を処理することができる区域になると「供用および処理開始区域」として告示されます。

告示された区域の建築物等の所有者には次のことが義務付けられます。

台所・風呂場などの汚水は 公共下水道へ

台所や風呂場等の汚水をU型側溝等に流している場合は、告示されてから6カ月以内に排水設備を設置し公共下水道に流さなければなりません。

くみ取り便所は水洗トイレに

くみ取り便所は、告示されてから3年以内に水洗トイレに改造しなければなりません。

早めに
水洗トイレに
しましょう

公共下水道に接続すると

- 伝染病を媒介するカやハエの発生源が減少します。
- 汚水が直接川に流れないので、川がきれいになります。
- くみ取り便所がなくなり、悪臭もなくなります。



排水設備と公共下水道

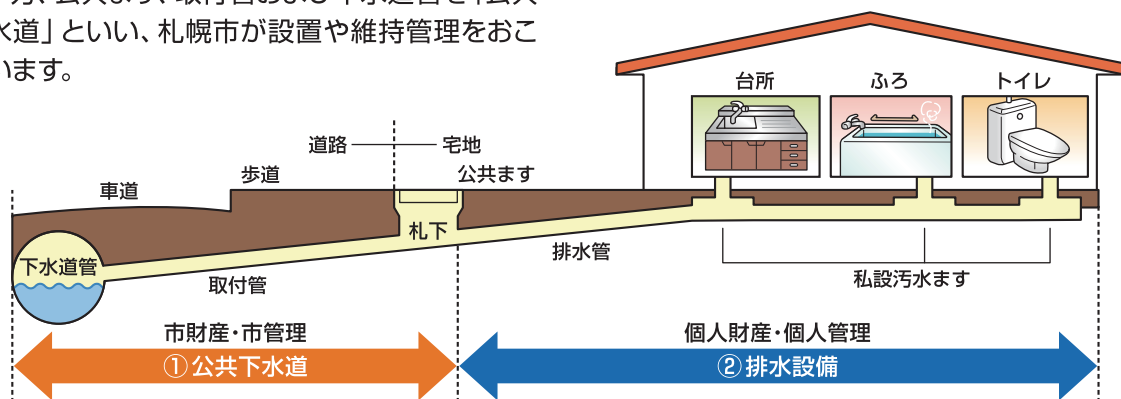
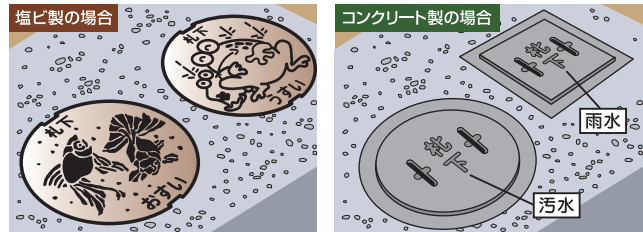
排水設備とは？

家庭で使った水（污水）や宅地内に降った雨や融雪水（雨水）を公共ますまで流す宅地内の排水管や私設ますなどを総称して「排水設備」といいます。

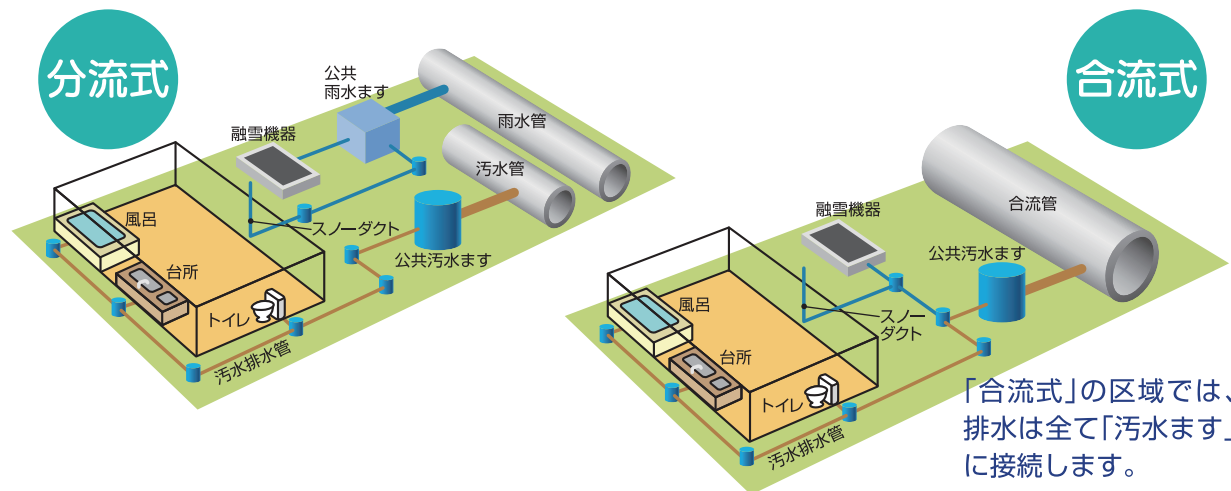
排水設備は個人の財産であり、設置や維持管理は個人でおこなわなければなりません。

一方、公共ます、取付管および下水道管を「公共下水道」といい、札幌市が設置や維持管理をおこないます。

【公共ます】



下水道には分流式と合流式があります



札幌市の下水道には分流式と合流式があります。分流式区域は3頁の表（参考）のような区域になっています。分流式区域では、雨水と污水をわけて排除するよう、下水道法および札幌市下水道条例により義務付けられています。

融雪機器・スノーダクトからの排水先は？

融雪機器の排水やスノーダクトなどの排水は、分流式区域では必ず公共雨水ます、または雨水管

に接続してください。雨水を公共汚水ますまたは污水管に接続すると、下水処理に支障をきたしたり、下水道管があふれたりする危険性があります。

なお、市街化調整区は污水管のみの整備となっていますので、融雪機器等の排水やスノーダクトなどの宅地内の雨水は下水道へ流さずに、地下浸透など自己で処理してください。

公共ますの確認を

排水設備の工事をする前に、公共ますが「あるかないか、使用可能かどうか」をお調べください。利用できる公共まがない場合の設置の相談等については、下水道河川局庁舎1階の事業推進部排水指導課窓口調整担当係にお問い合わせください。公共まの設置申請の受付は、3月1日から10月15日(土日祝日除く)までとなっております。設置には申請から約2カ月から3カ月かかりますのでお早めにお申し出ください。

●問い合わせ先

事業推進部 排水指導課窓口調整担当係
(下水道河川局庁舎1階 ☎818-3462)

※道路雨水ますについては、各区の土木センターにお問い合わせください。(公共ますではありません。)

分流式区域の誤接続にご注意ください

分流式区域で、汚水・雨水の接続を間違えると、雨や融雪水によって污水管から水があふれたり、下水処理に支障をきたしたり、処理されていない下水がそのまま川へ流れて環境を汚染したりすることになります。分流式区域で下水道に接続する際は、汚水・雨水を正しく接続してください。また、誤接続を発見した際はすみやかに接続替えをしてください。

●問い合わせ先

事業推進部 排水指導課(☎818-3422)

参考 分流式区域一覧表

中央区	双子山2～3丁目の一部 円山西町1～10丁目 宮ヶ丘3番地 宮の森1条14丁目～18丁目、2条15丁目～17丁目、3条13丁目の一部
北区	拓北6条5丁目、7条5丁目の一部 あいの里全域、南あいの里全域
東区	東雁来13条3～4丁目の一部、14条3～4丁目
白石区	栄通11～14丁目の一部、15～21丁目 南郷通15～20丁目南北、21丁目南 本通15～21丁目南北 平和通15～17丁目南北 北郷1～4条11～14丁目 流通センター全域、川北全域、川下全域
厚別区	全域
豊平区	平岸1条19～20丁目の一部、5条14・18～19丁目、6条14～17丁目、7条13～19丁目、8条12～13丁目 月寒中央通8～11丁目 月寒西1条8～11丁目、2条7～10丁目、3条4～10丁目、4～5条6～10丁目 月寒東1条8～20丁目、2条8～20丁目、3条8～11・15～19丁目、4条9～11・15～19丁目、5条11～19丁目(2条8～9丁目の一部と2～3条10丁目は除く) 西岡全域、福住全域
清田区	全域
南区	全域(澄川4条1～2丁目の一部は除く)
西区	西野4～5条1～7丁目、6～8条1～9丁目、9条3～9丁目、10条6～9丁目、11条7～9丁目、12～14条8丁目 福井全域、平和全域
手稲区	富丘3～5条2丁目(3条2丁目の一部は除く) 稲穂5条2～3丁目 手稲山口の一部

下水道の使用上の注意

3-1 下水道に流してはいけないものがあります

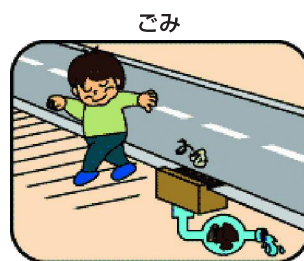
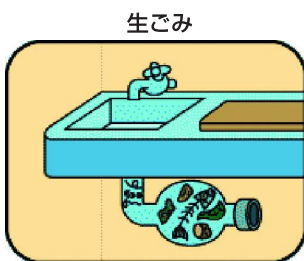
調理後の油を下水道へ流すと、下水道管をつまらせたり、下水処理に支障をきたしたりします。

このため、油は下水道へ流さずに、資源としてリサイクルするか新聞紙などを使って吸い取ったり、油固化剤で固化して燃やせるごみとして出したりしてください。なお、油処理剤（油と混ぜて下水

道へ流すタイプ）は油を乳化させ分散させるだけで分解しませんので使用しないでください。

トイレトーパー以外の水に溶けない紙や製品、髪の毛などのごみは下水道管のつまりの原因となりますので、下水道へは流さないでください。

流してはいけないもの



3-2 屋内のトイレ、台所、洗面台などがつまった場合は

トイレ、台所、洗面台などの排水口から見える場合は、異物を取り除きましょう。また、市販のラバーカップを使うことで直せる場合があります。

トイレでのラバーカップの使い方は以下のとおりです。

- ①便器の周りの床等に水が飛び散り、汚れる場合がありますので、ビニールや紙を敷いたほうが安心です。
- ②便器に水を張ります。
- ③便器の排水口にラバーカップの先を静かに強く押し付け、勢いよく引きます。この操作を数回繰り返します。

ラバーカップを使用しても流れが良くならない場合は、排水設備業者に清掃を依頼してください。清掃の費用は個人負担となります。

ただし、清掃費用は業者によって異なる場合がありますのでご注意ください。

なお、札幌市排水設備指定工事業者は、事業推進部排水指導課へお問い合わせいただくか、下記のアドレスから一覧表をご参照ください。

<https://www.city.sapporo.jp/gesui/03otoiawase/haisuisetsubisiteikoujigyousha.html>



トイレでは、普段から大量のトイレトーパーやトイレトーパー以外の製品を流さないようにしてください。

3-3 屋外の下水道管がつまったときは

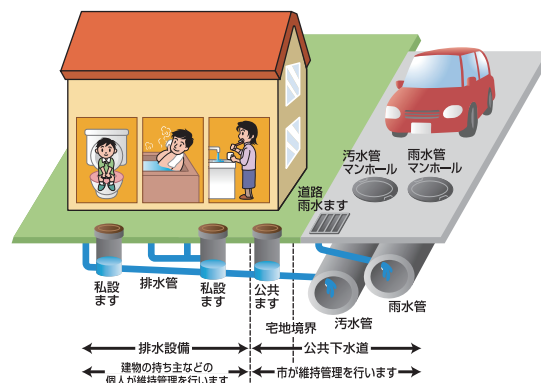
つまった箇所が公共下水道か排水設備かを確認してください。排水設備がつまった場合は、個人の財産ですから排水設備業者へ個人で清掃を依頼してください。この場合、清掃の費用は個人負担になります。

ただし清掃費用は業者によって異なる場合がありますのでご注意ください。

なお、札幌市排水設備指定工事業者は、事業推進部排水指導課へお問い合わせいただくか、下記アドレスから一覧表をご参照ください。

<https://www.city.sapporo.jp/gesui/03otoiawase/haisuisetsubisiteikoujigyousha.html>

公共ますがつまったら、右記の下水管理センターへ連絡してください。



お住まいの地域	連絡先
白石区・厚別区・豊平区 清田区・南区	東部下水管理センター ☎865-7121
中央区・北区・東区 西区・手稲区	西部下水管理センター ☎641-8671

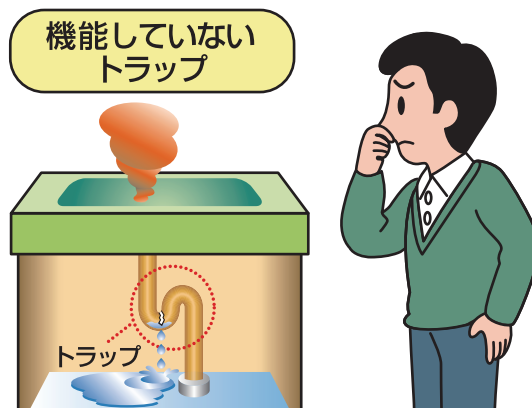
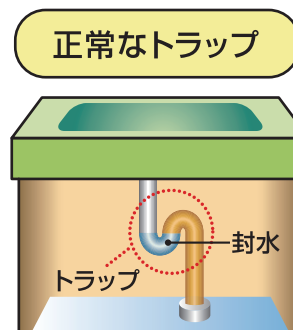
3-4 流し台や洗面台などの排水口から悪臭がする場合には

家の中の流し台や洗面台などには下水道からの臭いの逆流を除くため、トラップがついています。排水口から悪臭がする場合は、トラップがついていないか、または中の水が何らかの原因でなくなりトラップが機能していない可能性があります。

トラップの水がなくなる原因には

- ①器具の老朽化
 - ②排水管の接続不良
 - ③毛髪などが清掃不足で残り、たまった水が徐々に失われる。
 - ④排水器具を長時間使用しないため水が蒸発している。
- などがあります。

ご自分で修理できない場合は、排水設備業者へ依頼しましょう。



3-5

半地下構造物は溢水対策が必要です

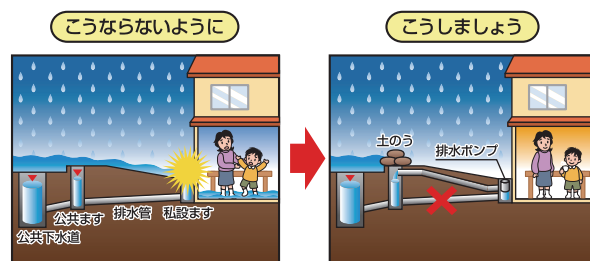
半地下構造物や低敷地の建物は、大雨・集中豪雨のとき、地下部分等に雨水が侵入したり、下水道管内水位の上昇により発生する逆流水によって被害の危険性がありますので、ポンプアップ等により逆流防止の対策を講じてください。

※「札幌市下水道条例施行規則第5条第3号及び第4号に基づく排水設備の基準」第19条

半地下構造物等の下水道利用については、
溢水のおそれがあることから、半地下部分は
ポンプ排水等の対策を講ずることとする。

○排水設備設置等確認申請書提出の際は、断面図及び溢水対策設備図を添付してください。

〈対策例〉



●問い合わせ先
事業推進部 排水指導課(☎818-3422)

3-6

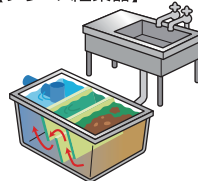
グリース阻集器設置のお願い

ラード等の油脂分を使用する中華料理店やラーメン店などでは、排水をそのまま下水道へ流すとラード等の油脂分が固まり、下水道管がつまったり、悪臭の原因になったりします。

このため、グリース阻集器を設置し、油脂分を除去してから排水してください。

グリース阻集器は、適切な維持管理をおこない使用してください。後付けのばっ気装置や薬剤添加装置は設置できません。

【グリース阻集器】



【油が原因による下水道管の閉塞状況】



●問い合わせ先
事業推進部 排水指導課(☎818-3422)

3-7

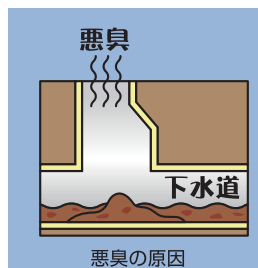
単体ディスポーザは設置できません

生ごみを碎いて水と一緒に直接下水道へ流す「単体ディスポーザ」を使用すると、下水道管がつまり腐敗して悪臭を放つほか、下水処理にも支障をきたし、河川汚濁の一因となることから、札幌市では下水道条例施行規則で設置を禁止しています。

なお、碎いた生ごみを分離・処理する排水処理装置が一体となっている「ディスポーザ排水処理

システム」は下水道への負担が少ないことから、特定の機種について設置を認めています。設置を検討している機種がありましたらご相談ください。

●問い合わせ先
事業推進部 排水指導課(☎818-3422)



3-8**単体ディスプレイの悪質訪問販売ご注意ください**

『札幌市で義務付けられた』などと事実と異なる説明をし、モニター制度と称して単体ディスプレイを設置させる悪質訪問販売をめぐるトラブルが頻発していますのでご注意ください。

あやしいと思ったら、契約をする前に事業推進部排水指導課へお問い合わせください。

●問い合わせ先

事業推進部 排水指導課(☎818-3422)

**3-9****排水設備(宅地内の排水管・私設ます)の点検商法にご注意ください**

最近、各家庭を訪問して、札幌市と関連があるような紛らわしい営業活動をし、排水設備に関する『点検・清掃・修繕』を言葉巧みに勧める業者がいます。札幌市では、宅地内の排水管や私設ますの『点検・清掃・修繕』をおこなったり、業者に委託することはありません。

業者が清掃などを勧めた場合でも、排水設備をご自分で確認して、必要がなければお断りください。中には、排水設備の清掃・修繕だけでなく、「無料点検」と称して床下に入り、『土台が腐り、家が傾く』などと不安をあおり、不必要な高額リフォーム工事を強引に勧める場合があり、全国的に被害

が発生しています。

よくわからないときは契約をする前に、事業推進部排水指導課にお問い合わせください。

●問い合わせ先

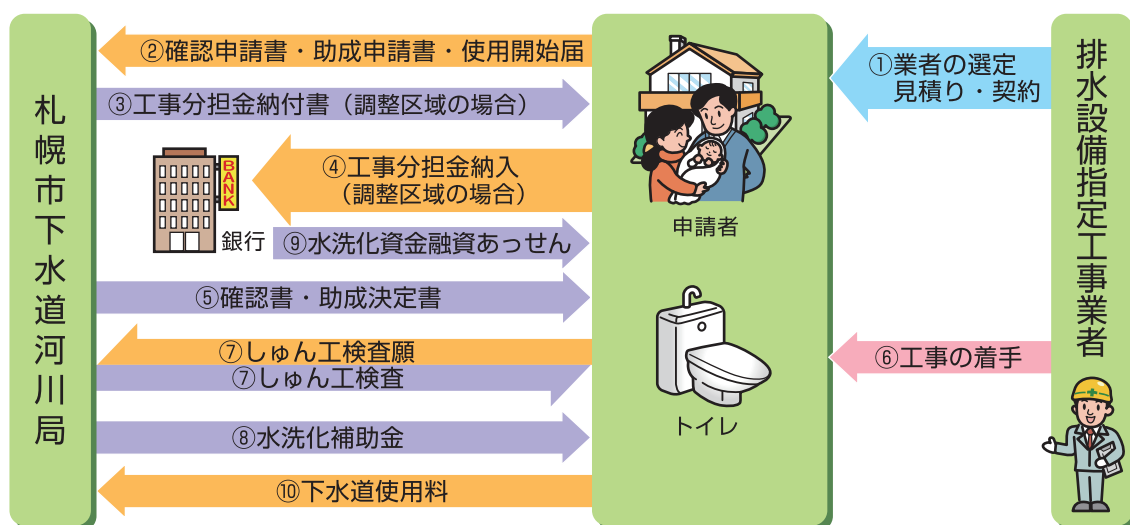
事業推進部 排水指導課(☎818-3422)

排水設備の点検商法や単体ディスプレイの訪問販売などの契約に関するトラブルで困ったときは、

●問い合わせ先

札幌市消費者センター ☎728-2121

下水道使用開始の手続



下水道の使用を開始する場合は、次のような手続をおこなってください

① 業者の選定・見積り・契約

詳細については4-1をご覧ください。

② 確認申請書・助成申請書・使用開始届

工事の前に、必ず申請をおこなってください。

確認申請については4-2を、助成制度については4-3をご覧ください。

③ 工事分担金納付書(市街化調整区域の場合)

市街化調整区域で公共下水道を利用する場合は工事分担金が賦課されます。

詳細については4-5をご覧ください。

④ 工事分担金納入(市街化調整区域の場合)

詳細については4-5をご覧ください。

⑤ 確認書・助成決定書

申請内容に不備がないかを確認して、通知いたします。

確認書については4-2をご覧ください。

⑥ 工事の着手

工事は確認書が届いてからおこなってください。

排水設備は個人の財産です。きちんと施工されているか確認しましょう。

⑦ しゅん工検査

工事完了後はすみやかに「排水設備しゅん工検査願」を提出して札幌市の検査を受けてください。

⑧ 水洗化補助金

助成手続きに必要な書類がそろいましたら指定金融機関へ補助金を振り込みます。

⑨ 水洗化資金融資あっせん

札幌市が指定する金融機関へあっせんした後に、金融機関が融資審査し、融資を実行します。

⑩ 下水道使用料

下水道の使用料については、4-6をご覧ください。

4-1 業者選定と設計・見積り

業者を選ぶ際は、なるべく複数の業者から見積りをとるなど、工事内容や金額をご確認ください。

指定工事業者制度について

札幌市では、排水設備工事責任技術者が専属していることなどを要件とする排水設備指定工事業者制度を設けております。

公共下水道に接続するための宅地内の排水設備等の工事は、札幌市の指定をうけた「指定工事業者」による施工が必要になります。

排水設備の工事、修繕などに関することは、排水設備指定工事業者にご相談ください。

なお、排水設備指定工事業者名簿は下記アドレスから一覧表をご覧ください。

<https://www.city.sapporo.jp/gesui/03otoiawase/haisuisetsubisiteikoujigyousha.html>

4-2 工事の前に必ず届出を

排水設備の設置または改築をしようとする者は札幌市下水道条例第8条に基づき、あらかじめ市長に「排水設備設置等確認申請書」を提出し、確認を受けなければなりません。

また、排水設備の設置または改築の工事は、排水設備指定工事業者でなければ施工できませんので、ご注意ください。

排水設備設置等確認申請書については

- 事業推進部排水指導課
- 東部・西部下水管理センター
- 水道局給水部給水装置課

で配付しております。また下記のサイトよりダウンロードすることができます。

<https://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/index.html>

確認後、市より確認書をお送りします

提出されました「排水設備設置等確認申請書」の内容を審査し、法令等に定める基準に適合していることを確認したもののについて「排水設備設置等確認書」で通知します。工事完了後はすみやかに「排水設備しゅん工検査願」を提出して札幌市の検査を受けてください。

- 問い合わせ先
事業推進部 排水指導課(☎818-3422)

【排水設備設置等確認申請書】

提出 区分	課 長	係 長	係 長	係 長	係 長	提出日	平成	年	月	日	
						係番号	番	号			
下記の排水設備工事を確立してよろしいか。						確認申請提出書号					
排水設備設置等確認申請書											
(あて先) 札幌市 区						平成			年		
住 所						平			日		
申請者						フリガナ			2 姓(氏)にも併記してください。		
氏 名						印			電話		
設置場所						札幌市			区		
☐ 住 所 (申請者と同一) ☐ 店舗所有の専有部に付する						3 住 宅			4 店舗		
使用者の 住 所 氏 名						氏 名			電話		
☐ (申請者と同一)						2 集 合 住 宅			5 その他		
家族の状況 (○で囲んでください)						1 自 家			2 借 家		
3 差控住宅						4 借 家			5 その他		
着 用 年 月 日						平成			年		
工事予定期間						しゅん工年月日			平成		
年						月			日		
排水工事業者						所在地 名 称 住 宅 番 号			第		
業務登録番号						氏 名			電話		
確認書の送付先 (○で囲んでください)						1. 申請者			2. 施工者		
公共下水道使用開始届記入欄											
使用開始(予定)日						平成			年		
使用水の状況						1 水道水のみ使用			3 水道水と地下水と両方使用		
2 地下水のみ使用						4 その他水の使用 ()			5 該当するものに必ず○で囲んでください。また、2-4に該当する場合は、 料 金 額 (下水道利用料金)に連絡してください。電話818-3412		
単独下水道使用の場合記入						大坂部			小坂部		
人 員						割			兼用便所		
水通の使用番号						割			兼用便所		
下水道工事業者						所在地 名 称			第		
着 用 年 月 日						平成			年		
指定給水装置工事事業者番号						第			号		

(注) 大勢のみ記入してください。

【排水設備設置等確認書】		【排水設備しゅん工検査願】																																	
排水設備設置等確認書 札幌市長 下記の排水設備に必要は、札幌市下水道局の指定に適合することを確認しましたので通知いたします。		排水設備しゅん工検査願 平成 年 月 日 (あて) 札幌市長 住所 番地 人 氏名 <u>下記の工事についてしゅん工検査を依頼します。</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">検 査 日 付</td> <td style="width: 30%;">平成 年 月 日</td> <td style="width: 30%;">検 査 半 月 日</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>確 認 番 号</td> <td>第 号</td> <td>設 計 番 号</td> <td>区</td> </tr> <tr> <td>施 工 者</td> <td>指定番号 第 号</td> <td>所 在 地</td> <td>道 市 町 村</td> </tr> <tr> <td>工事開始</td> <td>要請年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>しゅん工年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用開始年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水通（本紙）番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>		検 査 日 付	平成 年 月 日	検 査 半 月 日		確 認 番 号	第 号	設 計 番 号	区	施 工 者	指定番号 第 号	所 在 地	道 市 町 村	工事開始	要請年月日	平成 年 月 日			しゅん工年月日	平成 年 月 日			使用開始年月日	平成 年 月 日		水通（本紙）番号				備 考			
検 査 日 付	平成 年 月 日	検 査 半 月 日																																	
確 認 番 号	第 号	設 計 番 号	区																																
施 工 者	指定番号 第 号	所 在 地	道 市 町 村																																
工事開始	要請年月日	平成 年 月 日																																	
	しゅん工年月日	平成 年 月 日																																	
	使用開始年月日	平成 年 月 日																																	
水通（本紙）番号																																			
備 考																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">調査年度および月</th> <th style="width: 70%;"></th> </tr> <tr> <td>設 置 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施 工 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>しゅん工年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査事項及び備考</td> <td></td> </tr> </table>		調査年度および月		設 置 場 所		施 工 年 月 日		しゅん工年月日		検査事項及び備考		[注意事項]・本誓約の上書の原本は、道路点検及び関係の許可を得た上で工事完了の日より上様主として当該一歳以内、程度を待、検査の結果を得るまでして下さい。																							
調査年度および月																																			
設 置 場 所																																			
施 工 年 月 日																																			
しゅん工年月日																																			
検査事項及び備考																																			

4-3 助成制度をご利用ください

トイレの水洗化に関する助成制度

公共下水道を利用できる方が、くみ取り式便所から水洗トイレへ改造するときに利用できる助成制度があります。

※助成については、くみ取り便所からの水洗化改造工事の場合のみとなります。浄化槽を廃止して水洗化する場合は対象外となります。

融資を受けて工事を行う場合

札幌市水洗化資金融資あっせん制度

利用できる方

- (1) 指定工事業者の施工により、既設のくみ取り式便所から水洗化等改造工事を行う方
 - (2) 水洗化改造資金助成制度（補助金）を利用しない方
- ※上記以外の要件もありますので、詳細につきましては、下記担当課までお問い合わせください。
※札幌市が指定する金融機関へあっせんした後に、金融機関が融資審査し、融資を実行します。

融資条件

利 率	無利子
融資限度額	50 万円 ※但し、工事対象のくみ取り式便所が2基以上の場合は70万円
融 資 期 間	3 年以内
償 還 方 法	元金均等割賦返済（※金融機関への返済となります。）

自己資金で工事を行う場合

水洗化改造資金助成制度（補助金）

利用できる方

- (1) 指定工事業者の施工により、既設のくみ取り式便所から水洗化等改造工事を行う方
 - (2) 札幌市水洗化資金融資あっせん制度による融資を利用しない方
- ※上記以外の要件もありますので、詳細につきましては、下記担当課までお問い合わせください。

補助金額

処理区域になってから1年以内または処理可能区域	トイレ1基につき	2万3千円
処理区域になってから1年を超え2年以内	トイレ1基につき	1万7千円
処理区域になってから2年を超え3年以内	トイレ1基につき	9千円

●問い合わせ先 事業推進部 排水指導課（☎818-3422）

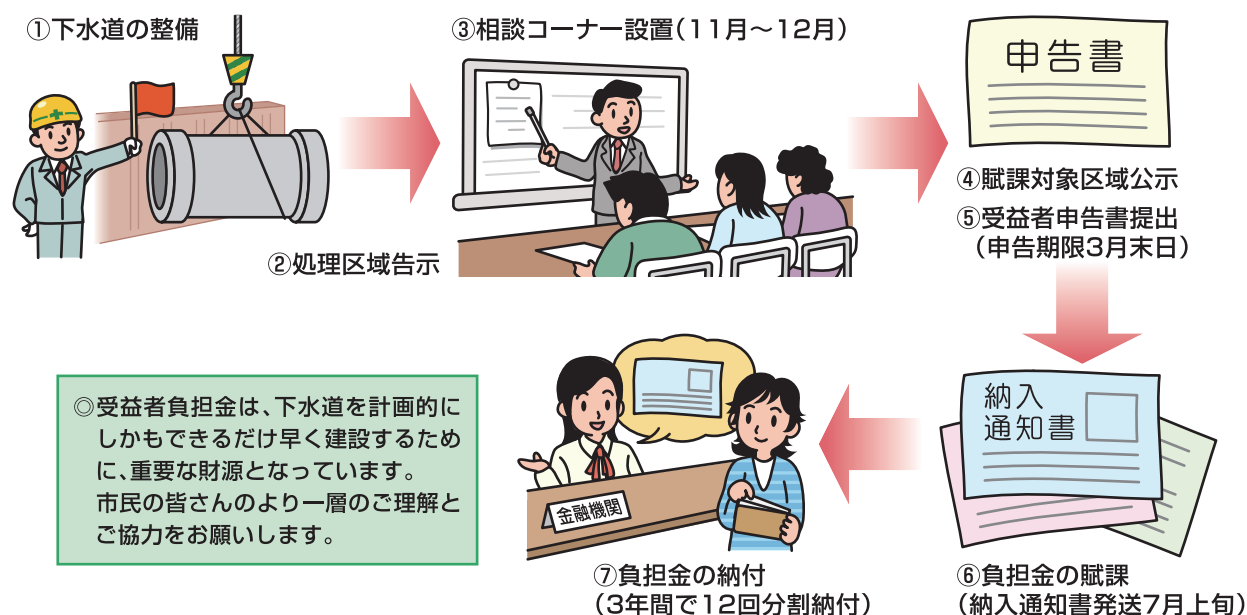
4-4 市街化区域受益者負担金

市街化区域に公共下水道が整備されたときに、建設費の一部としてお持ちの土地の面積に応じて一度限りで負担していただきます。

●問い合わせ先

経営管理部 財務課 (☎818-3412)

負担金を納めていただくまで



4-5 市街化調整区域工事分担金

1 市街化調整区域工事分担金とは

市街化調整区域に居住する市民のみなさんの生活環境を改善するために下水道整備を進めていますが、整備には多額の費用を必要としますので、下水道施設利用者の方々にその建設費の一部を負担していただくのが市街化調整区域工事分担金です。

2 工事分担金を納めていただく方は

市街化調整区域内において、下水道を利用するため建築物等に排水設備を設置する方を納入義務者と定め工事分担金を納めていただきます。

3 工事分担金の賦課対象および基準は

工事分担金は、排水負荷単位の合計数値により賦課されますが、一定数値(30単位)以下の建物などについては分担金額は定額(70,000円)になります。

なお、排水負荷単位が一定数値を超える場合は、その合計数値に応じて賦課をします。

●排水負荷単位は、衛生設備器具の種類ごとに単位が決まっています。たとえば、便器4、洗面台1、浴槽(ユニットバス)4、流し台2、洗濯機3で、一般的な戸建住宅の場合は合計で14程度になります。

なお、設置する器具数や種類によって負荷単位が異なる場合がありますので、事業推進部排水指導課までお問い合わせください。

4 工事分担金の計算方法は

工事分担金は、次のとおり計算します。

排水設備を新たに設置する場合

工事分担金は、排水負荷単位の合計数値に応じて賦課されますが、その合計数値が30以下の場合の工事分担金額は、70,000円になります。

●排水負荷単位が、30を超える場合の計算方法は

$$70,000\text{円} \times \frac{\text{排水負荷単位}}{30} = \text{工事分担金額}$$

計算例

●排水負荷単位が34の場合

$$70,000\text{円} \times \left(\frac{34}{30}\right) = 77,000\text{円となります。}$$

$$\ast \frac{34}{30} = 1.13 = 1.1$$

排水負荷単位の係数に0.1未満の端数が生じたときは、小数点第2位を四捨五入します。

増改築により排水負荷単位合計数値が増加する場合

●増改築前の排水負荷単位が、30以下の場合の計算方法は

$$70,000\text{円} \times \frac{\text{増改築後の排水負荷単位}-30}{30} = \text{工事分担金額}$$

計算例

●増改築後の排水負荷単位合計数値が35の場合

$$70,000\text{円} \times \left(\frac{35-30}{30}\right) = 14,000\text{円となります。}$$

$$\ast \frac{35-30}{30} = 0.16 = 0.2$$

排水負荷単位の係数に0.1未満の端数が生じたときは、小数点第2位を四捨五入します。

●増改築前の排水負荷単位が、30を超えている場合の計算方法は

$$70,000\text{円} \times \frac{\text{増改築後の排水負荷単位合計数値} - \text{増改築前の排水負荷単位合計数値}}{30} = \text{工事分担金額}$$

計算例

●増改築後の排水負荷単位合計数値が39、増改築前の排水負荷単位合計数値が31の場合

$$70,000\text{円} \times \left(\frac{39-31}{30}\right) = 21,000\text{円となります。}$$

$$\ast \frac{39-31}{30} = 0.26 = 0.3$$

排水負荷単位の係数に0.1未満の端数が生じたときは、小数点第2位を四捨五入します。

●問い合わせ先

事業推進部 排水指導課 (☎818-3422)

5 納付方法および納付期限

排水設備設置等確認申請書を提出された後、工事分担金を計算し、納入通知書を送付いたしますので、指定された納付期限までに金融機関において納めてください。

なお、排水設備設置等確認書は納入を確認した後、交付します。

●問い合わせ先

経営管理部 財務課 (☎818-3412)

4-6 下水道使用料

下水を処理する施設は年中無休のフル回転。この施設に十分な機能を発揮させるために、維持管理の費用がかかります。この維持管理費や建設費の一部は、公共下水道を使用している方に納めていただく下水道使用料により充てられています。

下水道を使っている方は使用料を

家庭や事業所等の水洗トイレ、台所、浴室などで使用した汚水を公共下水道に流している場合は流した汚水量に応じて下水道使用料を納めていただくことになっています。下水道使用料は、原則として2ヵ月ごとに水道料金と同時に納めていただきます。

すでに下水道を使用しているのに「上・下水道使用料納入通知書または、口座振替領収書」の中の下水道使用料が空欄になっている方は、経営管理部財務課までご連絡ください。

下水道使用料(1ヵ月につき)

令和8年10月改定

※右記金額を基礎として算定した額に消費税(10%)相当額を加えたものが使用料となります。	汚水量	単位	金額
	10㎡まで	—	750円
	11㎡～ 20㎡まで	1㎡につき	87円
	21㎡～ 30㎡まで		114円
	31㎡～ 100㎡まで		146円
	101㎡～ 200㎡まで		177円
	201㎡～1,000㎡まで		203円
	1,001～5,000㎡まで		232円
	5,001㎡以上		265円

〔ご注意〕無届で公共下水道を使用している場合は、使用開始した日までさかのぼり使用料をいただくことになります。

おねがい

- ・井戸水から水道水に切り替えたとき
 - ・地下水くみ上げポンプの増設・交換をしたとき
 - ・転出入または水洗トイレなどの新設・増設をしたとき
- 経営管理部 財務課へ届け出を! ☎818-3412



私道の公共下水道、排水設備設置に関する制度

市が整備する公共下水道は、公道区域を対象としていますが、私道に対しても、一定の条件を満たす場合に限り、公共下水道を整備することができ、あるいは、排水設備の設置に対して、資金の補助及び受託施工することができます。

制度名	公共下水道枝線管きょ設置基準要綱 (私道に公共下水道を整備する場合)	私道排水設備工事補助制度 (私道に私設の排水設備を整備する場合)
道路条件	建築基準法に基づく指定道路など	通路(私道として非課税、減額補正されているもの)
幅員	2.7m以上	2.7m以上
設置要件	土地所有者の使用承諾	土地所有者の使用承諾
利用戸数	2戸以上	2戸以上(市街化調整区域は4戸以上)
存続年数	—	10年以上
工事施工	札幌市	札幌市(受託施工)
維持管理	札幌市(公共下水道施設)	使用者(私有排水設備)
補助金額	全額市費	工事費の4/5

●問い合わせ先 事業推進部 排水指導課窓口調整担当係(☎818-3462)



お問い合わせは

下水道使用料のことは

下水道河川局 経営管理部 **財務課**

☎ 818-3412

公共ますのつまりや公共下水道の修繕のことは

東部下水管理センター

(白石区本通20丁目北2-11)

☎ 865-7121

(白石区、厚別区、豊平区、清田区、南区)

西部下水管理センター

(西区八軒9条西7丁目1-30)

☎ 641-8671

(中央区、北区、東区、西区、手稲区)

水洗トイレ・排水設備設置等確認申請のことは

下水道河川局 事業推進部 **排水指導課 (排水指導係)** **☎ 818-3422**

公共ますの設置、私道の公共下水道・排水設備設置に関する制度のことは

下水道河川局 事業推進部 **排水指導課 (窓口調整担当係)** **☎ 818-3462**

水洗化工事の助成制度のことは

下水道河川局 事業推進部 **排水指導課** **☎ 818-3422**

受益者負担金および工事分担金のことは

下水道河川局 経営管理部 **財務課**

☎ 818-3412

公共下水道の工事のことは

下水道河川局 事業推進部 **管路保全課**

☎ 818-3451



●地下鉄東豊線 学園駅前1番出口から徒歩5分

下水道の利用で 快適な生活を



さっぽろ市
02-L02-26-1949
R8-2-1259

編集・発行／札幌市下水道河川局事業推進部排水指導課
発行／令和8年10月

札幌市下水道河川局庁舎：札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号
さっぽろの下水道ホームページアドレス
<https://www.city.sapporo.jp/gesui/>